

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	うるま市 予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

沖縄県うるま市長

## 公表日

令和4年6月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種による健康被害救済に関する事務 ③予防接種に係る実費徴収に関する事務 ④予防接種の記録の管理に関する事務
③システムの名称	1. 地域健康支援システム 健康かるて 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、18の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2  (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部子育て世代包括支援センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	うるま市役所総務部総務課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL098-973-0606
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	うるま市役所こども未来部子育て世代包括支援センター 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL098-989-0220

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 5. ①部署	市民部健康支援課	こども部こども健康課	事後	組織改編
平成28年4月1日	I 5. ②所属長	健康支援課長 佐久川 篤	こども健康課長 濱比嘉 由美子	事後	組織改編
平成28年4月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	うるま市市役所市民部健康支援課 沖縄県うるま市宇安慶名488番地 TEL098-973-3209	うるま市役所こども部こども健康課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL098-989-0220	事後	組織改編に伴う人事異動
平成28年4月1日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成28年3月31日時点	事後	評価見直し
平成28年4月1日	II 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成28年3月31日時点	事後	評価見直し
平成29年4月1日	I 1. ②事務の概要	うるま市では、予防接種法に基づき以下の事務を行う。 ①住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行う。 ②定期の予防接種等による健康被害の救済措置としての給付(③において「給付」という。)の支給の請求の受理、その請求に係る事実の審査又はその請求に対する応答 ③給付の支給を受ける権利の届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答	予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種による健康被害救済に関する事務 ③予防接種に係る実費徴収に関する事務 ④予防接種の記録の管理に関する事務	事後	
平成29年4月1日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10の項	番号法第9条第1項 別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	
平成29年4月1日	I 4. ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の17、18、19の項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、18の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2  (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
平成29年4月1日	II 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	評価見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅱ2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年3月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	評価見直し
平成30年4月1日	Ⅱ1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	評価見直し
平成30年4月1日	Ⅱ2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	評価見直し
平成31年4月1日	Ⅱ1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価見直し
平成31年4月1日	Ⅱ2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価見直し
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策	無し	新設「Ⅳ リスク対策」の追加記載	事後	様式変更に伴う変更
令和2年4月1日	Ⅱ1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	保護評価の再実施
令和2年4月1日	Ⅱ2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	保護評価の再実施
令和3年4月1日	I 1. ③システムの名称	1. PLANETS健康管理	1. 地域健康支援システム健康かるて	事後	人事異動
令和3年4月1日	I 5. ②所属長	こども健康課長 濱比嘉 由美子	こども健康課長 美里 直樹	事後	人事異動
令和3年4月1日	Ⅱ1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価見直し
令和3年4月1日	Ⅱ2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価見直し
令和4年6月24日	I 5. ①部署 ②所属長の役職名 I 8. 連絡先	I 5. ①こども部こども健康課 ②こども健康課長 美里 直樹 I 8. うるま市役所こども部こども健康課	I 5. ①こども未来部子育て世代包括支援センター ②所長 I 8. うるま市役所こども未来部子育て世代包括支援センター	事後	機構改革